

# 被爆者健康診断 請求代行業務

## よくある記入漏れ例の ご紹介

健診科

### はじめに

被爆者健康診断請求の代行業務に日頃よりご協力いただき、ありがとうございます。

被爆者健康診断定期健康診断は年に2回、前期（4月～9月）および後期（10月～翌年3月）に、それぞれ1回ずつ実施します。さらに被爆者の希望による健康診断として年2回実施でき、そのうち1回は、本人の希望によりがん検診を受診できます。

請求漏れや返戻による請求・支払い遅延を避けるために、ご提出いただきました個人票等の提出書類に記入漏れ等があった場合には、随時、返却もしくは医療機関へ確認をさせていただいております。お忙しい診療中のご負担を減らすため、今回は、よくある記入漏れの例を紹介させていただきます。

### 個人票等書類の記入漏れについて

#### (1) がん検診の健康診断個人票

「被爆者健康手帳番号」は、必ずご記入ください。

【胃がん検診】では、「X線（直接・間接）、内視鏡」の選択漏れがよくみられます。いずれかを丸で囲んでください。

【多発性骨髄腫検診】の場合は、全ての項目の結果値が必要です。特に「A/G比」も必ずご記入ください。

実施した検診毎に、「総合判定」のうちいずれかを丸で囲んでください。

## (2) 一般検査の健康診断個人票

様式第四号 (-)  
健康診断個人票 (一般検査用)

医療機関コード No. 手帳番号

フリガナ 氏名 M・T・S (才)	性別 男・女	居住所 広島市 区 町 丁目 番地
被爆地 ( km) (町)	法務区分 1号・2号 3号・4号	居住状況 屋内 (木造・石造・コンクリート) 屋外 (遮蔽の有・無)
既往歴 被爆前 被爆直後 (おおむね3週間以内)	原爆によると思われる急性症状 (おおむね6か月以内)	貧血 有・無 熱傷 有・無 下痢 有・無 脱毛 有・無 発熱 有・無 外傷 有・無 皮膚粘膜の出血 有・無 急性症状の持続期間 約 か月
原爆によると思われる慢性症状	貧血 有・無 めまい 有・無 疲労感 有・無 筋痛 有・無 衰弱感 有・無 ケイロイド 有・無 その他	
現病歴 臨床検査 尿検査	生理学的検査 尿検査	特記すべき医師の意見
尿検査 蛋白 陽性・陰性 糖 陽性・陰性 ウロビリゲン 増加・正常・減少 潜血 陽性・陰性 血圧値 最大 最小	判定 異常認めず 要精密検査	担当医師

「医療機関コード」は、必須項目です。

【一般検査】では、検査結果の記載漏れがよくみられます。特に「尿検査」は、全ての項目に結果が必要です。実施できなかった場合は、その理由を余白にご記載ください。

## (3) 「希望による健康診断」受診申請書

『希望による健康診断』受診申請書の提出が求められるのは、すべてのがん検診と、一般検査を「希望による健康診断」で受診される場合（半年間の健診期間中に、すでに定期健康診断で一般検査を受けられていた場合）です。

定期健康診断での一般検査では、受診申請書は不要です。

「希望による健康診断」  
受診申請書

被爆者健康手帳番号	性別 男・女	生年月日
区分 一般 がん	(胃がん・肺がん・乳がん・大腸がん)	
氏名		
居住地	区 町 丁目 番地	

【がん検診】では、区分「がん」と受診する検診名を丸で囲んでください。がん検診は、すべて「希望による健康診断」です。がん検診を実施した場合は必ずご提出ください。

【一般検査】では、区分「一般」を丸で囲んでください。一般検査を「希望による健康診断」で受診される際(半年の健診期間中に、すでに定期健康診断で一般検査を受けられていた場合)にのみ、この申請書が必要です。

#### (4) 精密検査の健康診断個人票

例) 令和4年11月3日(精密検査と同日)に一般検査(肝機能、ヘモグロビンA1cを含めて)を実施した場合:

精密検査で請求できないもの  
(記載しないでください):

- 血液学的検査
- 白血球数
- 赤血球数
- ヘモグロビン
- ヘマトクリット
- 血小板数
- ヘモグロビンA1c
- 血液生化学的検査
- AST
- ALT
- γ-GTP
- CRP
- 尿検査

精密検査で請求できるもの

- 網状赤血球数
- 白血球百分比  
(末梢血液像)

例) 令和4年11月3日(精密検査と同日)にがん検診で多発性骨髄腫検診をした場合:

TP(総蛋白)は精密検査では請求できません(記載しないでください)。

#### <参考> 書類提出期限について

当検査センターに書類を提出いただく期限は、健診を実施日した月の翌月5日の、当検査センター到着分までとさせていただきます。

#### おわりに

被爆者健康診断を実施される際の受付から請求までの事務手順につきましては、広島市健康福祉局原爆被害対策部援護課から例年4月に発行されます「被爆者健康診断 実施・請求事務の手引き」に記載されています。ご一読いただきますようお願い申し上げます。

また、被爆者健康診断に関する検体検査を当検査センターへご依頼いただいている場合、個人票の不備について検索でき、医療機関へ確認させていただかず済む場合があります。この機会に、検体検査も当検査センターへのご依頼を是非ご検討ください。

これからも、被爆者健康診断請求代行業務を正確かつ迅速に行えるよう、業務内容の改善に努めていきたいと考えております。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

担当：國丸 真由美 (健診科)

\*ウェブサイトでもご覧いただけます。 <http://www.labo.city.hiroshima.med.or.jp/>